

第一章 共 通 事 項

目 次

第一章 共通事項

1. 1 一般事項	共- 1
1. 1. 1 適用範囲	1
1. 1. 2 法規等の遵守	1
1. 1. 3 受注者の義務	1
1. 1. 4 監督員	1
1. 1. 5 現場代理人及び主任技術者	1
1. 1. 6 特定作業主任者	1
1. 1. 7 従業員	2
1. 1. 8 一括委任又は一括請負の禁止	2
1. 1. 9 現場代理人等に対する異議	2
1. 1. 10 諸手続	2
1. 1. 11 工事の変更	2
1. 1. 12 工事の中止	2
1. 1. 13 工期の変更	2
1. 1. 14 賠償の義務	3
1. 1. 15 工事の検査	3
1. 1. 16 かし担保期間	3
1. 2 安全管理	3
1. 2. 1 交通安全及び保安	3
1. 2. 2 安全衛生管理	4
1. 2. 3 公害防止及び届出	5
1. 2. 4 現場の整理整頓	5
1. 3 工事中用仮設備及び機械等	6
1. 3. 1 事務所・材料置場等	6
1. 3. 2 機械器具等	6
1. 3. 3 現場標識等	6
1. 3. 4 工事中電力及び工事中用水	6
1. 4 工事の施工	6
1. 4. 1 一般事項	6
1. 4. 2 地上、地下施設物	7
1. 4. 3 現場付近住居者への説明	7
1. 4. 4 就業時間	7
1. 4. 5 対外折衝	7

1. 4. 6 他工事との協調	共-7
-----------------	-----

第一章 共通事項

1. 1 一般事項

1. 1. 1 適用範囲

水道工事共通仕様書は千歳市工事契約約款に基づいて施工する水道工事に適用するものとする。

なお、この仕様書に定めのない事項については、特記仕様書及び『北海道建設部土木工事共通仕様書』によるものとし、重複する事項については特記仕様書を優先する。

1. 1. 2 法規等の遵守

工事施工にあたり、受注者は建設業法・水道法・道路法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・その他施工に関する関係法規及び本市の条例規則を遵守しなければならない。

1. 1. 3 受注者の義務

- (1) 受注者は、契約事項を遵守することはもちろんのこと、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上必要と判断されるものは発注者と協議の上、施工しなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後すみやかに必要書類を期限内に提出しなければならない。（様式参照）
- (3) 提出した書類に変更を生じたときは、すみやかに変更届を提出しなければならない。
- (4) 受注者が借用した用地に関して生じた苦情又は紛争は、全て受注者の責任で解決しなければならない。

1. 1. 4 監督員

この仕様書中「監督員」とは、契約約款で定める工事監督員をいう。

1. 1. 5 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、契約約款でいう現場代理人及び工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、経歴書を添えて工事監督員に提出しなければならない。
- (2) 現場代理人は、工事現場に常駐し、工事現場の運営取り締まりその他工事に関する一切の事項を処理しなければならない(常駐義務緩和による兼務が認められた者を除く)。
- (3) 工事施工中、現場代理人は常に監督員と緊密に連絡をとり、工事を円滑かつ迅速な進捗をはからなければならない。

1. 1. 6 特定作業主任者

- (1) 受注者は、工事の内容が特定作業となる場合にあっては、特定作業主任者を選任し本市に届出なければならない。
- (2) 特定作業主任者は、現場代理人及び主任技術者はこれを兼ねることができる。
- (3) 選任された特定作業主任者は、特定作業の実施にあたり、作業方法その他について安全かつ適切な指示を行わなければならない。

1. 1. 7 従 業 員

- (1) 受注者は、善良な労務者を選び、秩序正しい作業をなさしめ、また、熟練を要する施工には相当な経験を有する熟練工を使用しなければならない。
- (2) 受注者は工事の従業者を十分に監督し、工事現場内における風紀・衛生・火災・盗難等について厳重に取り締まるとともに特に市民に迷惑をかけないように指導しなければならない。

1. 1. 8 一括委任又は一括請負の禁止

- (1) 受注者は、工事の全部又は大部分を一括にして第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- (2) 受注者は、一部工事を第三者に請負わせた場合、下請負人等について名称その他必要な事項の報告書を本市に通知しなければならない。

1. 1. 9 現場代理人等に対する異議

本市は、現場代理人・主任技術者・その他受注者が工事を施工するために使用している労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとることを求めることがある。

1. 1. 10 諸 手 続

受注者は、工事の施工に必要な関係官公署その他への諸手続は迅速確実に行ない、その経過についてはすみやかに監督員に報告しなければならない。

1. 1. 11 工事の変更

本市は次の事項等で必要があると認めたときは、工事を変更することができる。

- (1) 工事の内容（設計内容、設計数量の増減、指定した工法等）を変更しようとするとき。
- (2) 工事中、天災その他不可抗力及び予期しがたい障害物により工事の施工ができないと認めたとき。

1. 1. 12 工事の中止

本市が次の事項等で必要と認めたときは、工事の全部又は一部の施工を中止させることがある。

- (1) 関連工事、天災その他の理由で必要なとき。
- (2) 受注者が理由なく監督員の指示に応じないとき。

1. 1. 13 工期の変更

工期の変更は、事前に協議のうえ書面をもって行う。

- (1) 本市の特別な理由により、工期を延長又は短縮する必要があるとき。
- (2) 天候の不良など受注者の責に帰すことが出来ない理由、その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないとき。

1. 1. 14 賠償の義務

- (1) 受注者が、工事の施工にともない第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負わなければならない。
- (2) 受注者の使用する労務者の行為またはこれに対する第三者からの補償請求については、本市はいっさいその責を負わない。

1. 1. 15 工事の検査

- (1) 受注者は、次のいずれかに当該するときは、書面によりただちに監督員に提出し検査に必要な図書を作成し、検査を受けなければならない。（様式参照）
 - ア. 工事が竣工したとき（竣工検査）。
 - イ. 工事を打ち切ったとき（打切検査）。
 - ウ. 工事の既成部分の検査を必要とするとき。
 - エ. 前各号の外、臨時の検査を必要とするとき（臨時検査及び工事中の検査）。
 - オ. 前各号の検査の結果、要求した手直し工事が完了したとき（手直し検査）。
 - カ. 検査は、管工事施工管理基準に基づくものとする（要領参照）。
- (2) 本市は、検査の依頼を受けたときは、検査を行う日時を受注者に通知する。
- (3) 受注者は、本市の行う検査に必ず立ち会わなければならない。

1. 1. 16 かし担保期間

かし担保期間は、引渡しを受けた日から2年とする。ただし、上記期間にかかわらず受注者の故意又は重大な過失による「かし」があった場合は10年とする。

1. 2 安全管理（要領参照）

1. 2. 1 交通安全及び保安

受注者は、工事の施工中、市民に迷惑を及ぼす行為のないよう、建設工事公衆災害防止対策要綱、道路占用工事取扱要領、その他関係法規の指示事項を遵守し、交通及び保安上十分な措置を行うものとし、特に次の事項に留意して事故防止に努めなければならない。

(1) 現場の保安

現場内では、すべて保安帽を着用し、安全管理者、保安要員、交通整理員は容易に識別できる腕章などを常時着用する。

(2) 交通安全

- ア. 受注者は、工事の施工にあたり交通事故防止に十分留意すること。
- イ. ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、工事用資材等の運送の時は、積載オーバー等による事故防止を図ること。
- ウ. 受注者は、工事車輛運転者に対し、安全運転講習会の開催等安全運転意識の向上について十分留意するとともに、下請負者の雇用する運転者に対してもその浸透を図ること。
- エ. 工事に関連して発生した交通事故（物損事故を除く）及び工事従事者の悪質な交通違反は、その都度遅滞なく監督員に報告すること。

(3) 歩行者の安全

歩行者の通路として1.5メートル（やむを得ない場合でも0.75メートル）を常に確保し、その境界に保安柵等を設置し、また民家の出入口には仮橋を設け通行に支障のないようにする。

(4) 児童・老人等の安全対策

ア. 工事現場近くに標記施設があり工事現場を通行する場合は、教育機関（学校、保育所、幼稚園、老人ホーム）に依頼して、注意を喚起すること。

イ. 工事現場内に児童、老人等が立ち入ろうとする場合、受注者は危険であることを教え注意し、安全な場所に誘導すること。

(5) 交通規制

ア. 道路の一部の車線または4車線以上の道路において、その一部の車線通行の禁止をする場合、禁止区間の延長は一日の工程範囲とする。

イ. 2車線の片側通行禁止等の区間を設けた場合は、交通誘導員の配置、手動式信号機の設置、その他適当な方法により交通誘導を行って、常に円滑な交通の確保に努めなければならない。

ウ. 交通禁止を行う場合は、原則としてまわり道を設けなければならない。

なお、通行禁止区間内であっても区域内居住者のために必要と認められる交通は、必ず確保するとともに、火災、その他緊急事態発生時には、即対応できるよう措置しなければならない。

エ. 通行禁止を夜間行う場合は、重要な標識及び監督員が必要と認めた標識等に対し、照明灯をあて見やすくしなければならない。

オ. 交通規制の期間は、必要最小限にとどめるよう努めなければならない。

カ. 受注者は、次に定めるところより道路標識等を設置し、これらを維持しなければならない。

(ア) 一般交通の用に供している道路の工事の場合は、本書に基づき実施すること。

(イ) 一般交通の用に供していない道路の工事で、工事区間が一般交通の用に供している道路に接続する場合は、工事区間内に歩行者及び車輛の進入を防止するため、バリケード等を設置し安全に努めること。

1. 2. 2 安全衛生管理

(1) 受注者は、工事の施工にあたり「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、道路工事現場における標示施設の設置基準等に基づき次の事項について事故防止に努めなければならない。

ア. 事故発生、その他の緊急時に備え、人員招集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

イ. 万一事故発生の場合は、迅速・適切な処置を行ない、被害を最小限度にとどめるよう努めること。

ウ. 暴風雨その他非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機適応の処置を講ずること。

(2) 受注者は、地上及び地下工作物等に損害を与えないよう、また、その機能を阻害しないように適切な処置を講じなければならない。

(3) 工事の施工中に障害物を発見したときは、すみやかに監督員に申し出てその指示を受けなければならない。

(4) 工事の施工中、事故があったときは、応急の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、すみやかに監督員に報告しなければならない。

(5) 工事中機械、器具の取扱には、熟練者を配置し、常に機能の点検整備を完全に行ない、運転にあたっては操作を誤らないようにしなければならない。

(6) 工事の施工中、引火性物質を有する埋設物、又は可燃性物質の輸送管等の埋設物に接近して作業する場合は、溶接機、切断機等、火気を伴う機械器具を使用してはならない。

ただし、やむを得ず使用する場合は、その管理者と協議のうえ、保安上必要な処置を講じてからでなければ使用してはならない。

(7) ガソリン、火薬その他危険物を使用する場合は、関係法規を遵守するとともに、その保管及び取扱について万全の対策を講じなければならない。

(8) 上水道施設は、人の生命にかかわる飲料水を扱うものであるから、工事の施工にあたっては従業員の衛生管理はもちろんのこと、現場内の衛生管理に十分留意しなければならない。

(9) 現場には受注者の負担で必ず応急医薬品を常備し、事故が生じた場合はすみやかに応急処置ができる体制と応急医薬品の保管場所、使用方法を関係者に周知させておかなければならない。

(10) 酸欠の防止

バルブピット、酸素欠乏が予想される場所で作業を行う場合は次の事項による。

ア. 酸素濃度計等により安全を確認したうえで作業にかかる。

イ. 酸素濃度が18%未満の場合は、送風機等で安全に換気を行った後作業にかかるとともに、作業中は換気を中断してはならない。

ウ. 送風マスク、空気呼吸器及び命綱等を準備し、必要に応じて着用する。

エ. 監視人を置き、坑内作業の監視を行う。

1. 2. 3 公害防止及び届出

(1) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）で定める特定建設作業については、作業開始の日の 7 日前までに届出を行ない、第 15 条第 1 項（特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準）に基づき適切に防音処置を講じなければならない。また、道公害防止条例で定めのある場合はこれによること。

なお、該当しない場合であっても、騒音・振動・悪臭等の公害の発生を防止するとともに現場付近居住者との間に紛争を起さないよう、その施工方法一時期場所等について常に注意しなければならない。

(2) 住宅地域（住宅専用地域を含む）及び市街地等で杭打ち機等を使用する場合は、原則として無騒音・無振動工法を採用すること。

(3) 受注者は、工事によって付近住民に障害があると認められるときは、できるだけこれを軽減するよう努めなければならない。

1. 2. 4 現場の整理整頓

(1) 受注者は、工事の施工中は、交通及び保安上の障害とならないよう機械器具等を整理整頓し、現場内及びその付近は常に清潔に保たなければならない。

(2) 受注者は、工事完了までに不要材料、機械類を整理するとともに、仮設物を撤去して跡地を清掃しなければならない。

1. 3 工事用仮設備及び機械等

1. 3. 1 事務所・材料置場等

- (1) 受注者は、必要に応じ監督員事務所及び材料置場等を仮設することはもちろん、関係者以外の侵入防止措置及び周囲の安全対策を講じなければならない。
- (2) 本市は、必要に応じ受注者に、現場への連絡手段を講じるよう指示することができるものとする（携帯電話等）。
- (3) 監督員事務所に必要な机、椅子及び燃料その他は受注者が準備するものとする。
- (4) 借地、補償、仮設物の架け払い等に要するいっさいの費用は、受注者の負担とする。

1. 3. 2 機械器具等

工事用の機械器具等は、当該工事に適応したものを使用しなければならない。

1. 3. 3 現場標識等（要領参照）

工事現場には、見やすい場所に工事件名・工事場所一期間一事業所名・受注者の住所・氏名・電話番号等を記載した工事標示板及び道路使用・占用許可表示板（警察署）その他所定の標識を設置しなければならない。

1. 3. 4 工事用電力及び工事用水

工事電力（動力及び照明）及び工事用水の設備は、受注者の負担で関係法規に基づき施工設置しなければならない。

1. 4 工事の施工

1. 4. 1 一般事項

- (1) 受注者は、あらかじめ工事施工に必要な実施工程表を作成し、監督員に提出して承諾を得なければならない。
なお、この様式は別添様式を参照し、記入方法はネットワーク、バーチャート方式とし、工事内容に応じたものとする。
- (2) 契約工程に重要な変更が生じたときは、その都度変更工程表を監督員に提出して承諾を得なければならない。
- (3) 切替工及び監督員が特に指示した工種又は工事について、あらかじめ工事施工に必要な計画書を監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、工事施工に先だち施工計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。
- (5) 提出書類の作成については、「5. 1 提出書類記入要領」及び「5. 2 成果品」を参照すること。

1. 4. 2 地上、地下施設物（接合工事参照）

- （１）受注者は、工事に先だち、施工区域内全般にわたる地中埋設物の種類、規模、埋設位置等をあらかじめ試掘その他の方法により確認しておかなければならない。
- （２）施工中、他の所轄に属する地上施設物及び地下埋設物その他工作物の移設又は防護を必要とするときは、すみやかに監督員に申し出てその管理者との立ち会いを求め、移設又は防護終了を持って工事を進行させなければならない。
- （３）工事の施工中、損傷を与えるおそれのある施設物に対しては現状を記録し、仮防護その他適当な処置をし、工事完了後は原形に復旧しなければならない。
- （４）地下埋設物又は、地上施設物の管理者から指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

1. 4. 3 現場付近居住者への説明

受注者は、工事着手に先だち、現場付近居住者に対し監督員と協議のうえ工事の施工について説明を行い、十分な協力を得られるように努めなければならない。

1. 4. 4 就業時間

工事施工中の就業時間については、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

1. 4. 5 対外折衝

工事の施工に関して、関係官公署、現場付近居住者等と交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、適切な処置を講ずるとともに、すみやかにその旨を監督員に報告しなければならない。

1. 4. 6 他工事との協調

工事現場付近で他工事が行われているときは、互いに協調して円滑な施工を図らなければならない。